

ID: 182

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	団体登録の内容の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市消費者センター条例施行規則 第7条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第126号		
【根拠条文】 (団体登録の内容の変更) 第7条 西東京市消費者団体は、当該団体登録の内容を変更しようとするときは、西東京市消費者団体登録変更申請書に登録証を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認を行ったときは、当該西東京市消費者団体に対し、新たに登録証を交付するものとする。ただし、既に交付している登録証の表示の内容に変更がない場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1 日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日